

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 12 月 6 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700110号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700062号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月15日の標準賞与額を8万円、平成18年12月15日の標準賞与額を11万1,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年7月
② 平成16年12月
③ 平成17年7月
④ 平成17年12月
⑤ 平成18年12月

私は、請求期間①から⑤までにおいて、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がないので、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、請求者から提出された預金通帳、同僚から提出された「給与支給明細書(平成16年12月分賞与)」(以下「賞与明細書」という。)及び事業主の回答により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の賞与支給日については、上記預金通帳により確認できる振込日から、平成16年12月15日とすることが妥当である。

さらに、請求期間②に係る標準賞与額については、上記預金通帳において確認できる賞与振

込額及び同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、8万円とすることが妥当である。

請求期間⑤について、事業主から提出された平成18年冬期賞与明細書及び平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）並びに請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、標準賞与額11万1,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑤の賞与支給日については、上記源泉徴収簿により確認できる支給日から、平成18年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月15日及び平成18年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①、③及び④について、事業主は、当該期間に係る賃金台帳等を保存していないため、当時の資料を得ることができない上、請求者も、当該期間に係る賞与明細書及び当時の預金通帳を所持していない。

また、請求者が賞与の振込先としていたとする金融機関は、平成19年4月より前の預金取引明細については保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間①、③及び④に係る賞与支給の事実、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。